

浅草税務署管内の皆様へ

平成 30 年 1 月から書類の送付先が変わります

平成 29 年 10 月から、東京上野税務署及び浅草税務署の一部の内部事務^(※)を「税務署事務処理センター」に集約し処理しています。

平成 30 年 1 月以降、浅草税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等により提出する場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いいたします。

^(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

送付先

税務署事務処理センター

〒110-8655

東京都台東区池之端 1 丁目 2 番 2 2 号 上野合同庁舎

ご留意いただきたい事項

- 書類を持参される場合は、従来どおり浅草税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、従来どおり浅草税務署で行います。
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告（e-Tax）は、従来どおり浅草税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、東京上野税務署及び浅草税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

(注) 「税務署事務処理センター」の設置は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署（浅草税務署）を変更するものではありません。

